

「環境首都水俣」創造事業（水俣病総合対策関係経費等の一部）

268百万円（200百万円）

環境保健部企画課

1. 事業の概要

水俣・芦北地域では、水俣病が発生し、半世紀以上にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼしたことを教訓に、ごみの高度分別やリサイクルの取組など「環境モデル都市」としての取組を進め、環境保全を積極的に進めることによって市民の生活を豊かにしていこうと実践してきた。しかし、人口減少、近年の景気の低迷等と相まって、地域社会の疲弊は著しく、水俣病問題の解決のためには、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和、地域の振興・雇用の確保に関する取組の加速化が不可欠である。

そのため、当該地域について、水俣病関連施設、環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術、美しい自然など地域の有形無形の環境資源を発展的に活用した「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」（「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」平成22年4月閣議決定）を目指し、関係地方公共団体が実施する以下の事業について支援する。

2. 事業内容

（1）ゼロカーボン産業団地創出等事業

水俣病被害者も働いている水俣産業団地のゼロカーボン化を目指し環境ブランドを向上させること、環境産業を中心として地域企業の連携を進め地域企業の競争力の強化に結びつけること（経済界のもやい直し）など、水俣病発生地域において、地域の有形無形の環境資源を活用し、環境価値の向上等による地域経済・産業基盤の強化に資する事業について補助を行う。

（2）地域の有形無形の環境資源を活用したエコツーリズムの振興

地域環境資源を活用した観光商品開発、地域の公共交通機関の利用者（水俣病被害者を含む。）の利便の向上（良好な利用環境の創出を含む。）その他の地域環境資源を活用した又は温室効果ガスの排出抑制等環

境負荷の低減を講じつつ水俣病発生地域の観光の推進を図る事業に対して補助を行う。

(3) 地域社会の絆の修復に資する「心豊かな公共空間」の実現

温室効果ガスの排出抑制等に資する集約型の都市構造の実現（それに伴う中心市街地活性化を含む。）を図るため、中心市街地等における水俣病被害者を含む地域住民の交流を推進する拠点（一定の範囲の空間を含む。）を環境負荷の低減を講じつつ整備する事業に対して補助を行う。

3. 施策の効果

水俣・芦北地域は、地域に生じた軋轢等により、加速する人口減少・高齢化、県下最低レベルの雇用情勢・投資水準となっている。詳細な分析（例：環境省が支援して作成した「水俣市平成23年度環境まちづくり推進事業概要報告書」）に基づいた本事業の実施を通じ、地域社会の絆の修復、地域の振興・雇用の確保等に一定の貢献ができると考えられる。

また、水俣市（人口2万7千人）と同規模の都市が多い東日本大震災の被災地に対し、復興のモデルを提示することにもつながることも期待される。

「環境首都水俣」創造事業

268百万円(200百万円)

1956年の水俣病公式発見以来、水俣病問題による地域の軋轢等の影響等で、経済情勢も悪化。水俣病問題の解決のため、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和、地域の振興・雇用確保に関する取組の加速化が不可欠。

ごみの高度分別など長年の環境への取組の蓄積を生かし、「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」(水俣病特措法救済措置の方針:平成22年4月閣議決定)を目指す。

産業の競争力の強化

ゼロカーボン産業団地等

水俣病被害者も働く産業団地のゼロカーボン化を目指すなど、環境価値向上による経済・産業基盤の強化を図る。



観光活性化

低炭素型観光

地域の公共交通機関の利用者の利便の向上など地域環境資源を活用した水俣病発生地域の観光の推進を図る事業に対して補助を行う。



中心市街地活性化

心豊かな公共空間

中心市街地等における水俣病被害者を含む地域住民の交流を推進する拠点(一定の範囲の空間を含む。)を環境負荷の低減を講じつつ整備する事業に対して補助を行う。



詳細な分析に基づき水俣病発生地域の振興を図り、国内外に「水俣の再生」を発信。また、中小都市が多い被災地の「復興モデル」に。